

放送大学学園の保有個人情報の開示の実施方法及び手数料等に関する規程

平成17年3月31日
放送大学学園規程第6号

改正 平成18年3月27日、平成23年11月1日、
平成28年3月22日、平成31年4月26日、
令和元年6月24日、令和4年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）において、放送大学学園（以下「学園」という。）が定めることとされた事項について定める。

(保有個人情報の開示の実施方法)

第2条 法87条第1項の規定により学園が定める次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号イに規定するもの）
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

四 スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 法第87条第1項の規定により学園が定める次の各号に掲げる文書又は図画の開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（ロ又はハに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、学園がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
- イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

- 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 法第87条第1項の規定により学園が定める次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ（第3項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
 - 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- 三 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、学園がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
 - ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、学園がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハマまでに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X 6 1 2 3、X 6 1 3 2若しくはX 6 1 3 5又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）1 4 8 3 3、1 5 8 9 5若しくは1 5 3 0 7に適合するものに限る。）に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X 6 1 2 7、X 6 1 2 9、X 6 1 3 0又はX 6 1 3 7に適合するものに限る。）に複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
- （手数料の額）
- 第3条 法第89条第1項の規定により学園が定める開示請求に係る手数料の額は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
- 一 一の法人文書ファイル（放送大学学園法人文書管理規程（平成15年放送大学学園規程第3号）第2条第2項に規定するものをいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

- 3 学園が保有する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）の開示請求に係る手数料について、理事長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 開示請求者は、前項に規定する手数料の減額又は免除を希望するときは、別紙様式第1号による申請書を提出するものとする。
- 5 理事長は、前項に規定する申請書の提出があった場合には、開示請求者に対し、手数料の減額又は免除の可否について、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

（送付に要する費用）

第4条 法人文書の写しの送付を求められた場合においては、学園は簡易書留で送付するものとし、送付に要する費用を納付させる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第 1 号（第 3 条第 4 項関係）

年 月 日

開示請求手数料の減額（又は免除）申請書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)
氏 名
住 所
連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 3 0 条第 1 項の規定により読み替えて適用される個人情報の保護に関する法律第 8 9 条第 4 項により、下記のとおり特定個人情報等の開示請求手数料の減額（又は免除）を申請します。

記

- 1 開示請求しようとする特定個人情報等
- 2 減額（又は免除）を求める額
- 3 減額（又は免除）を求める理由

① 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 1 条第 1 項第 号に掲げる扶助を受け
ており、手数料を納付する資力がないため。

② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。また、①に○を付した場合は、当該扶助を
受けていることを証明する書面を添付してください。②に○を付した場合は、その理由を具体的
に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

担 当	放送大学学園総務部総務課総務係 〒261-8586 千葉県美浜区若葉 2 丁目11番地 TEL 043-298-4207 FAX 043-298-4376	受付印
備 考		

別紙様式第2号（第3条第5項関係）

年 月 日

開示請求手数料の減額（又は免除）決定について（通知）

（申請者） 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで申請のありました開示請求手数料の減額（又は免除）申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される個人情報の保護に関する法律第89条第4項により、下記のとおり減額（又は免除）することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求された特定個人情報等
- 2 減額（又は免除）する額

担 当	放送大学学園総務部総務課総務係 〒261-8586 千葉市美浜区若葉2丁目11番地 TEL 043-298-4207 FAX 043-298-4376
備 考	

別紙様式第3号（第3条第5項関係）

年 月 日

開示請求手数料の減額（又は免除）しない旨の決定について（通知）

（申請者） 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで申請のありました開示請求手数料の減額（又は免除）申請については、減額（又は免除）の理由に該当せず、下記のとおり減額（又は免除）しないこととしましたので通知します。

記

1 開示請求された特定個人情報等

2 減額（又は免除）しない理由

（注1）開示請求を行うには、開示請求手数料が必要となります。

（注2）この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に放送大学学園理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担 当	放送大学学園総務部総務課総務係 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地 TEL 043-298-4207 FAX 043-298-4376
備 考	